様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 2月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃおかむらほーむ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社オカムラホーム  （ふりがな）かねこ　やすお  （法人の場合）代表者の氏名 金子　保夫  住所　〒276-0029  千葉県 八千代市 村上南２丁目１６番地２５  法人番号　8040001020564  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ | | 公表日 | ①　2024年 1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　【ページ内　DX plan より】  当社は、変化の激しい事業環境の中で、デジタル技術を活用して予測不能な経営リスクにもアジャイルに対応する体制を整えながら、顧客ニーズの把握と市場分析にもとづいた最適な提案を行い、新たな市場価値の創造と顧客利益の最大化を図る方針としている。  【ページ内　DX ビジョン より】  また、クラウドやデータ活用は自社の経営課題を解決する重要な要素であると認識しており、事業環境の変化に対応し顧客価値創造を継続するため、デジタル活用による変革（DX）を推進していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会に準ずる機関（役員会議）において決裁をもらう |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ | | 公表日 | ①　2024年 1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  ①-2　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①-1　【ページ内　3.DX技術を活用した具体的戦略より】  現在の経営環境における自社の経営課題をDXビジョンにもとづいた戦略で解決へ導き、リスク管理体制の整備と経営効率化を図りながら市場競争力と収益力の強化に向けて取り組んで参ります。  ①-2　【ページ内　3.DX技術を活用した具体的戦略より】具体的な方策  （守りのDX）  ・セキュリティ対策やコンプライアンスの意識を醸成することでの社内ガバナンスの強化  　→データセンターおよびサーバー（WSUS、AD）のアップデート実施（2024年8月）  　　Well-Beingの推進など社内ガバナンス向上の啓蒙実施  ・災害にも強い事業継続体制（BCP）の整備  　→データ冗長化（サーバーのリプリケーション）北海道にリプリケーションサーバー設置  ・SFA/CRMと現場管理システム、社内管理システムを連動させることで労働生産性向上  　→システム変更（2025年7月）SalesforceからJUST.DBへ（柔軟なAPI連携）  （攻めのDX）  ・RPAの導入  　→発注メールのファイル自動化（WinActorの実装＝システム構築は外部委託）  ・DX推進に必要なスキルレベルの見える化を図る。  ・メタバース、BIMを活用した確度の高い提案でお客様の潜在的なニーズを掘り起こし  　質の高い商品・サービスを提供することで、顧客満足度を向上と生涯顧客を獲得  　→設計ソフトのアップグレード（手間なし積算＝一部BIM導入）、Lumion（3Dモデリングツール）  　　による提案力・発信力向上 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会に準ずる機関（役員会議）において決裁をもらう |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　【ページ内　4.DX戦略推進体制・組織　より】  当社はDX推進のために従業員自らが考え、行動する組織づくりを目指します。  （体制概略）  プロジェクトオーナ（代表取締役）  ↓  経営企画部（DX担当）  ↓  各部担当責任者との情報共有・連携  →責任者へのDX研修の実施　2024は1日研修、2025-26はelarnigによる受講とレポート提出） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　【ページ内　5.DX戦略を推進する社内システムの方向性　より】  当社は戦略推進に向け、各課題のフィールドに対し戦略遂行に必要なITツールの適宜配備を実施します。  ・労務管理、財務会計等の基幹システムを外部ベンダーの管理サーバへ移し保守管理を委託  　→勤怠システムの入替（AMANO→クラウドサービスJinjer、時間外労働の見える化と抑制）  　　財務システム、積算システムの更新対応中（現基幹システム＝JUST.DBとのAPI連携によるデータ統合へ稼働中）  　　システムベンダーの選定を同時に検討  ・「統合システム」の導入（顧客管理（SFA/CRM）、案件管理、見積・支払管理、現場管理の情報を集約する基幹システム）  　→案件管理（JUST.DB）と案件申請（ワークフロー化）による承認の明確化  ・RPAによる業務効率化　人事評価システム　ストレスチェックコンプライアンスチェック　セキュリティチェック  　→適性検査（ミキワメ）導入による社員の状況把握（2024年より）  ・既存顧客、OB顧客向けトータルサポートアプリの導入  　→OB顧客サポート（アプリ化＝イエコンアプリによる郵送費の削減）、会員登録増による顧客状況の把握及び案件増 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ | | 公表日 | ①　2024年 1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　【ページ内　6.戦略の達成度を測る指標（KPI）　より】  各戦略に対し、戦略遂行の成果として下記に基づいた指標を設定し、その達成度を測り自己評価を行っていきます。  →期内（7月～翌6月）での2回実施する、自己評価、及び部署評価実施  　戦略会議の月1回の実施  　＝定量、定性評価の実施  ・社内での情報セキュリティやコンプライアンス研修の実施  　→経営層および総務部による就業規則（働き方）の見直し（テレワークの推奨）  　　システム側でのパスワード要件の複雑化（ブラウザによるパスワード発行推奨）  ・RPAや現場管理システムを導入し、業務効率化を図り時間外労働を削減  　→2025年タブレットの部署導入（図面共有アプリMetaMojiの導入、共同作業）  　　2025年Teams利用開始によるプロジェクト管理、コミュニケーション推進  ・システム研修の定例開催や資格取得を後押しすることにより有資格者数増加を図る  ・OB顧客向けアプリの導入や既存顧客向けシステムを導入 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2024年 1月31日 | | 発信方法 | ①　当社ホームページ  　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/  　https://www.okamura-home.co.jp/com/dx/ | | 発信内容 | ①　【ページ内　2.経営ビジョンやビジネスモデルの方策　より】  デジタル技術を活用しながら、経営課題となっている社内ガバナンスの強化を起点に人的資本や労働生産性を高め、商品・サービスの付加価値を向上させていくことで課題解決を図ります。  【ページ内　1.DXビジョン　より】  弊社はDXで目指す姿としてのDXビジョン「DXリテラシーを高めながら愛と人間力のある人材を育てお客様の暮らしを豊かにする」を掲げ、ビジョン実現へ向けて各施策を実施してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 7月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 1月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | ・セキュリティポリシーの策定  ・メール添付データの自動暗号化  ・UTM更新によるセキュリティ要件見直し  ・社員や管理職へのDX研修実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。